第Ⅰ章　三笠市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり

第Ⅰ章　三笠市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり

１．支援事業計画策定の背景・趣旨

国では、平成15年に少子化対策として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定され、総合的な取り組みが行われてきました。さらに、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に鑑み、平成24年に幼児期の学校教育・保育の充実、家庭や地域での子育て力の強化や待機児童の解消などが盛り込まれた「子ども・子育て関連３法」が制定されました。

このような社会的背景を踏まえ、三笠市では平成17年度から「みかさ次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年度から「みかさ次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を策定し、また平成27年度からは「三笠市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定して、子どもの健全な育成や子育て環境の整備に努めてきました。しかし、少子化の進行や地域との人間関係の希薄化、女性の社会進出による保育ニーズの増加など、日々子育ての環境は変化しています。

子どもの健全な育成や子育てを社会全体で支援するため、本市では引き続いて「三笠市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定します。

2014年に次世代計画の策定を市町村に義務付ける「次世代育成支援対策推進法」が2024年まで延長され、次世代計画は各自治体が任意で策定するものとされました。これを受けて、次世代計画で積み残された課題を新計画の中でも検討し、改善を目指すことで、当市における子ども・子育て支援を充実させるため、次世代計画に記載されている検討課題や市独自で取り組んでいる各事業については、新計画に継承して掲載していくことを基本方針とします。また、このことにより新計画を新たな次世代計画を兼ねるものとして位置づけることができ、市町村子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項についても、一定程度包含することができます。

２．支援事業計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て関連３法」の内容を踏まえるとともに、三笠市における施策の基本方向を示した「三笠市総合計画」を上位計画とし、関連する諸計画などと整合する基本的方向を示す計画とします。

３．支援事業計画の期間

計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
三笠市子ども・子育て支援事業計画（第１期）					三笠市子ども・子育て支援事業計画（第２期）				

４.支援事業計画策定の体制

本計画の策定にあたり、学識経験者、保健・医療関係者、子育て支援関係者などを含む 14 名で構成する「三笠市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援事業ニーズ調査や支援事業計画案について、審議を行いました。